

福岡市公報

令和 7 年 3 月 31 日 第 7132 号(別冊 7)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
訓令	
○職員の勤務時間等に関する規程の一部改正（第 5 号）	1
○職員の勤務時間等に関する規程等の臨時特例に関する規程の廃止 （第 6 号）	2
○特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程の一部改正 （第 7 号）	2
○職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程の一部改正（第 8 号）	3

訓	令
---	---

福岡市訓令第 5 号

職員の勤務時間等に関する規程（平成 3 年福岡市達甲第 4 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第 2 条の見出しを「（勤務時間）」に改め、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの場合に認められる早出遅出勤務（始業及び終業の時刻をあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務をいう。）を行う職員の勤務時間については、総務企画局長が別に定める。

- (1) 通勤時間帯における交通混雑に対処する場合
- (2) 業務の都合による場合
- (3) 職員の疲労を回復する必要がある場合

第 2 条第 3 項を削る。

第 5 条を第 7 条とする。

第 4 条中「前 2 条」を「第 2 条から前条まで」に改め、同条を第 6 条とする。

第 3 条第 1 項中「前条第 1 項及び第 2 項」を「第 2 条及び第 3 条」に、「前条第 1 項に」を「第 2 条第 1 項に」に改め、同条第 2 項中「前条第 3 項」を「第 4 条」に改め、同

条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

(休憩時間)

第3条 休憩時間は、正午から午後1時までとする。ただし、公務のため必要がある場合には、休憩時間を変更する。

2 前項の規定にかかわらず、職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合には、総務企画局長が別に定めるところにより、休憩時間を60分から45分に短縮することができる。

(勤務を要しない日)

第4条 勤務を要しない日は、日曜日及び土曜日とする。

福岡市訓令第6号

職員の勤務時間等に関する規程等の臨時特例に関する規程（昭和50年福岡市達甲第8号）は、廃止する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市訓令第7号

特殊な勤務に従事する職員の勤務時間等に関する規程（平成3年福岡市達甲第6号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

別表第1 こども未来局こども総合相談センターの部こども支援第1課の項中「自立支援係」の次に「（こども家庭課を兼任する職員を除く。）」を加え、同部こども緊急支援課の項中「こども緊急支援係の職員」を「全職員」に改め、同表経済観光文化局文化財活用部の項を次のように改める。

経済観光文化局文化財活用部	埋蔵文化財センター	全職員	4	38時間45分	A 午前8時45分から午後5時30分まで	勤務時間の途中において1時間を与える。	4週間を通じ8日とする。	勤務を命じる。
					B 午前9時15分から午後6時まで			

別表第1 農林水産局中央卸売市場の部青果市場の項中「並びに4週間を通じ2の月曜日から金曜日までのいずれかの日及び2の土曜日」を「及び4週間を通じ4の日曜日以外の日」に改め、同表住宅都市局一人一花推進部の項中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改める。

別表第2 保健医療局保健所感染症対策部の部感染症対策課の項中「感染症対策第1係及び感染症対策第2係の職員」を「主査（放射線担当）」に改め、同部結核対策課の項を削

り、同表住宅都市局一人一花推進部の項中「住宅都市局」を「住宅都市みどり局」に改め、同表区役所の総務部の部企画振興課（東区役所にあつては、生涯学習推進課とし、早良区役所にあつては地域支援課とする。）の項中「とし、」の次に「博多区役所及び」を加え、同表区役所の保健福祉センターの部健康課の項を次のように改める。

健康課	企画管理係及び健康づくり係の職員	4	38時間 45分	A	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	勤務時間の途中において 1 時間を与える。	日曜日及び 土曜日	
				B	午前 9 時 15 分から 午後 6 時まで			
				C	午前 7 時 30 分から 午後 4 時 15 分まで			
				D	午前 8 時 15 分から 午後 5 時まで			
	母子保健係の職員	4	38時間 45分	A	午前 8 時 45 分から 午後 5 時 30 分まで	勤務時間の途中において 1 時間を与える。	日曜日及び 土曜日	
				B	午前 9 時 15 分から 午後 6 時まで			

別表第 2 区役所の保健福祉センターの項の次に次のように加える。

博多区 役所総 務部	企画振興課	魅力発信係の 職員	4	38時間 45分	A	午前 8 時45分から 午後 5 時30分まで	正午から午後 2 時までの 間に 1 時間を与える。	日曜日及び 土曜日
					B	午前 9 時15分から 午後 6 時まで		
					C	午前11時15分から 午後 8 時まで	勤務時間の途中において 1 時間を与える。	
					D	午後0時15分から 午後 9 時まで		

別表第 2 その他の項中「及び保護課」を「保護課」に、「及び支援調整課とする。」を「とする。」及び支援調整課」に改める。

福岡市訓令第 8 号

職員の勤務を要しない日の振替等に関する規程（平成 6 年福岡市達甲第 8 号）の一部を次のように改正し、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 3 月 31 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

第 1 条、第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項中「第 3 条第 8 項」を「第 3 条第 9 項」に改める。

